

◎公共サービス基本法

(平成二十二年五月二〇日法律第四〇号(衆)

一、提案理由(平成二十二年四月二八日・衆議院本会議)

○赤松正雄君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、公共サービスが国民生活の基盤となるものであることにかんがみ、公共サービスに関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与しようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、公共サービスの実施等は、安全かつ良質なサービスの確実、効率的かつ適正な実施、社会経済情勢の変化に伴い多様化する国民の需要への的確な対応、公共サービスについての国民の自主的かつ合理的な選択の機会の確保等が国民の権利であることが尊重され、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本と

公共サービス基本法

して行われなければならないものとしております。

第二に、国及び地方公共団体の責務並びに公共サービスの実施に従事する者の責務を定めることとしております。

第三に、公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化、国民の意見の反映等、公共サービスの実施に関する配慮及び公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備を、国及び地方公共団体の基本的施策として定めることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

本案は、本日総務委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(平成二十二年五月二三日)

○内藤正光君 たいいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公共サービスが国民生活の基盤となるものであ

ることにかんがみ、公共サービスに関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、その基本的施策を定めることにより公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長赤松正雄君から趣旨説明を聴取した後、公共サービスの実施に関する責任の明確化、公共サービスの提供における国民の意見の反映、公共サービスを担う臨時・非常勤職員の処遇改善の必要性、公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。